

京都市告示第383号

平成24年12月28日京都市告示第389号（標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるもの）の一部を次のように改めます。

令和4年9月30日

京都市長 門川大作

第1項中「第44条」を「第57条」に改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)